

議案第162号

大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例の一部を改正する条例案

大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例（平成12年大阪市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、理容所の開設者から当該理容所の営業を譲り受け、理容所を開設した者が申請する理容師法の規定に基づく当該理容所の構造設備の検査（当該譲受けの前後において、その検査に係る理容所の構造設備の概要に変更がないものに限る。）又は美容所の開設者から当該美容所の営業を譲り受け、美容所を開設した者が申請する美容師法の規定に基づく当該美容所の構造設備の検査（当該譲受けの前後において、その検査に係る美容所の構造設備の概要に変更がないものに限る。）については、それぞれ1件につき12,900円の手数料をその申請をする者から徴収する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けた者が行う興行場法の規定に基づく当該興行場営業の許可の申請（当該譲受けの前後において、その申請に係る興行場の構造設備に変更がないものに限る。）に対する審査については、1件につき16,300円（臨時の営業又は仮設の施設による営業にあつては、10,100円）の手数料をその申請をする者から徴収する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 前項（第2号を除く。）の規定にかかわらず、旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けた者が行う旅館業法の規定に基づく当該旅館業の許可の申請（当該譲受けの前後において、その申請に係る営業施設の構造設備及び管理事務室の位置に変更がないものに限る。）に対する審査については、1件につき16,300円の手数料をその申請をする者から徴収する。

第6条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた者が行う公衆浴場法の規定に基づく当該浴場業の許可の申請（当該譲受けの前後において、その申請に係る営業施設の構造設備に変更がないものに限る。）に対する審査については、1件につき16,300円の手数料をその申請をする者から徴収する。

第10条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、クリーニング業を営む者から当該クリーニング業を譲り受け、クリーニング所を開設した者が申請するクリーニング業法の規定に基づく当該クリーニング所の構造設備の検査（当該譲受けの前後において、その検査に係るクリーニング所の構造設備の概要に変更がないものに限る。）については、1件につき12,900円の手数料をその申請をする者から徴収する。

第23条を第24条とし、第22条を第23条とする。

第21条中「第18条」を「第20条」に改め、同条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料）

第19条 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

- (1) 輸出証明書の発行の申請に対する審査 1件につき870円
- (2) 施設認定農林水産物等の適合施設の認定の申請に対する審査 1件につき20,900円（認定要件の内容に照らし、当該申請に係る施設の実地調査を省略することができるものとして市長が定める場合にあつては、10,400円）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年12月15日から施行する。ただし、第23条を第24条とし、第22条を第23条とする改正規定、第21条の改正規定及び同条を第22条とし、第20条を第21

条とし、第19条を第20条とし、第18条の次に1条を加える改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日の翌日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例（以下「改正後の条例」という。）第2条、第4条から第6条まで及び第10条の規定は、この条例の施行の日以後に申請された理容師法（昭和22年法律第234号）、美容師法（昭和32年法律第163号）、興行場法（昭和23年法律第137号）、旅館業法（昭和23年法律第138号）、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）及びクリーニング業法（昭和25年法律第207号）の規定に基づく事務に係る手数料について適用し、同日前に申請されたこれらの規定に基づく事務に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第19条の規定は、附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後に申請された農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）の規定に基づく事務に係る手数料について適用し、同日前に申請された同法の規定に基づく事務に係る手数料については、なお従前の例による。

令和2年9月11日提出

大阪市長 松井一郎

説 明

理容所の営業を譲り受けた者が申請する理容所の構造設備の検査等に係る手数料の特例及び農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例（抄）

（理容師法等の規定に基づく事務に係る手数料）

第2条 省 略

- 2 前項の規定にかかわらず、理容所の開設者から当該理容所の営業を譲り受け、理容所を開設した者が申請する理容師法の規定に基づく当該理容所の構造設備の検査（当該譲受けの前後において、その検査に係る理容所の構造設備の概要に変更がないものに限る。）又は美容所の開設者から当該美容所の営業を譲り受け、美容所を開設した者が申請する美容師法の規定に基づく当該美容所の構造設備の検査（当該譲受けの前後において、その検査に係る美容所の構造設備の概要に変更がないものに限る。）については、それぞれ1件につき12,900円の手数料をその申請をする者から徴収する。

（興行場法の規定に基づく事務に係る手数料）

第4条 省 略

- 2 前項の規定にかかわらず、興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けた者が行う興行場法の規定に基づく当該興行場営業の許可の申請（当該譲受けの前後において、その申請に係る興行場の構造設備に変更がないものに限る。）に対する審査については、1件につき16,300円（臨時の営業又は仮設の施設による営業にあつては、10,100円）の手数料をその申請をする者から徴収する。

（旅館業法の規定に基づく事務に係る手数料）

第5条 省 略

- 2 前項（第2号を除く。）の規定にかかわらず、旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けた者が行う旅館業法の規定に基づく当該旅館業の許可の申請（当該譲受けの前後において、その申請に係る営業施設の構造設備及び管理事務室の位置に変更がないものに限る。）に対する審査については、1件につき16,300円の手数料をその申請をする者から徴収する。

(公衆浴場法の規定に基づく事務に係る手数料)

第6条 省 略

- 2 前項の規定にかかわらず、浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた者が行う公衆浴場法の規定に基づく当該浴場業の許可の申請（当該譲受けの前後において、その申請に係る営業施設の構造設備に変更がないものに限る。）に対する審査については、1件につき16,300円の手数料をその申請をする者から徴収する。

(クリーニング業法の規定に基づく事務に係る手数料)

第10条 省 略

- 2 前項の規定にかかわらず、クリーニング業を営む者から当該クリーニング業を譲り受け、クリーニング所を開設した者が申請するクリーニング業法の規定に基づく当該クリーニング所の構造設備の検査（当該譲受けの前後において、その検査に係るクリーニング所の構造設備の概要に変更がないものに限る。）については、1件につき12,900円の手数料をその申請をする者から徴収する。

(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく事務に係る手数料)

第18条 省 略

(農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料)

- 第19条 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

- (1) 輸出証明書の発行の申請に対する審査 1件につき870円
- (2) 施設認定農林水産物等の適合施設の認定の申請に対する審査 1件につき20,900円（認定要件の内容に照らし、当該申請に係る施設の実地調査を省略することができるものとして市長が定める場合にあつては、10,400円）

第19条－第20条 省 略 第20条 第21条

(減免)

第21条 市長は、特別の事由があると認めるときは、第2条から第18条までの規定によ
第22条 第20条

る手数料を減額し、又は免除することができる。

第22条—第23条 省 略
第23条 第24条